

別紙1

北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 基礎活動

地域活動指針		活動要件
活動項目	取組	
点検・機能診断、計画策定、研修	①点検及び機能診断 ②年度活動計画の策定 ③機能診断・補修技術等の研修	協定に位置付けた農用地について、遊休農地等の発生状況の把握、畦畔等の施設の機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。
		協定に位置付けた施設について、泥の堆積状況等の点検、施設の劣化状況等の施設の機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。
		点検結果、機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
		活動に関する研修について、協定期間内に1回以上受講する。

		等に関する研修	
実践活動	農用地	①遊休農地発生防止のための保全管理	□遊休農地発生防止のための保全管理 □農用地の除れき
		②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	□畦畔・農用地法面等の草刈り □防風林の枝払い・下草の草刈り
		③畦畔・農用地法面等の補修	□畦畔の再構築 □農用地法面の初期補修 □融雪材の散布 □融雪排水促進のための溝きり
		④施設の適正管理	□鳥獣害防護柵の適正管理 □防風ネットの適正管理 □暗渠施設の清掃 □きめ細やかな雑草対策 □有機質処理施設の適正管理
		⑤異常気象時の対応	□異常気象後の見回り □異常気象後の応急措置
			協定に位置づけた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
水路	①水路の草刈り	□水路の草刈り □ポンプ場、調整施設等の草刈り	協定に位置づけた水路及び付帯施設（ポンプ場、調整施設等）やその周辺部について、草刈りを実施する。
		□水路の泥上げ □ポンプ吸水槽等の泥上げ	協定に位置づけた水路及びポンプ吸水槽等について泥上げを実施する。
		□水路側壁のはらみ修正 □目地詰め □表面劣化に対するコーティング等 □不同沈下に対する早期対応 □側壁の裏込材の充填、水路畦畔の補修	協定に位置づけた水路について、水路側壁のはらみ修正等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。

		<input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <input type="checkbox"/> パイプラインの破損施設の補修 <input type="checkbox"/> パイプ内の清掃 <input type="checkbox"/> 計画に基づいた配水操作 <input type="checkbox"/> 積雪被害防止	
	④付帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理の徹底 <input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 <input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等	協定に位置づけた水路の付帯施設について、ゲート類等の保守管理の徹底等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	⑤異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	協定に位置づけた水路について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
農道	①路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り	協定に位置づけた農道について、路肩・法面の草刈りを実施する。
	②側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ	協定に位置づけた農道について、点検及び機能診断結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。
	③農道の適正管理	<input type="checkbox"/> 砂利の補充 <input type="checkbox"/> 路肩、法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <input type="checkbox"/> 除排雪	協定に位置づけた農道について、砂利の補充等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	④付帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め <input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応 <input type="checkbox"/> 側溝の裏込材の充填 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修	協定に位置づけた農道の付帯施設について、側溝の目地詰め等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。

	⑤異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	協定に位置づけた農道について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
ため池	①ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り	協定に位置づけたため池について、草刈りを実施する。
	②ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ	協定に位置づけたため池について、点検及び機能診断結果に基づいて、泥上げを実施する。
	③堤体の適正管理	<input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応 <input type="checkbox"/> 堤体侵食の早期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	協定に位置づけたため池について、遮水シートの補修等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	④付帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・除塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理の徹底 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 計画に基づいた配水操作	協定に位置づけたため池の付帯施設について、かんがい期前の施設の清掃・除塵等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	⑤異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	協定に位置づけたため池について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。

注) 実践活動の異常気象時の対応は、洪水、台風、地震等の発生後に実施

2 農村環境保全活動

活動項目	取組	活動要件
計画策定	【テーマ】農業用水の保全 <input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動

	<input type="checkbox"/> 地下水かん養に係る地域計画の策定 【テーマ】農地の保全 <input type="checkbox"/> 農地の保全に係る計画の策定 【テーマ】地域環境の保全 <input type="checkbox"/> 生物多様性保全計画の策定 <input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全計画の策定 <input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <input type="checkbox"/> 資源循環に係る地域計画の策定	内容等を示した計画を毎年策定する。	
啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等) <input type="checkbox"/>広報活動 <input type="checkbox"/>啓発活動 ・地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携 <input type="checkbox"/>地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/>学校教育等との連携 <input type="checkbox"/>行政機関等との連携 ・地域内の規制等の取り決め <input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め 	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。	
実践活動	農業用水の保全	<input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 <input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田からの排水（濁水）管理 <input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理 <input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全	選択したテーマに基づき、農業用水の保全を図るために、循環かんがいの実施等の取組を毎年1つ以上実施する。
	農地の保全	<input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理 <input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理 <input type="checkbox"/> 土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 <input type="checkbox"/> 農用地から風塵の防止活動	選択したテーマに基づき、農地の保全を図るために、排水路沿いの林地帯等の適正管理等の取組を毎年1つ以上実施する。
	地域環境の保全	<input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 <input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 <input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 <input type="checkbox"/> 外来種の駆除 <input type="checkbox"/> 希少種の監視 <input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水 <input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理	選択したテーマに基づき、地域環境の保全を図るために、生物の生息状況の把握等の取組を毎年1つ以上実施する。

	<input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 <input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動 <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 <input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃 <input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 <input type="checkbox"/> 地域資源の活用・資源循環のための活動	
--	--	--

第2 取組の説明

1 基礎活動

(1) 点検・機能診断、計画策定、研修

ア 点検及び機能診断

【農用地に関する取組内容】

遊休農地等の発生状況の把握

- ・協定に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。

診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・協定に位置付けたすべてのパイplineについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する取組内容】

□施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】

□施設の点検

- ・協定に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置づけたため池の定期的な見回りを行うこと。
- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。

□施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

【全施設共通の取組内容】

□年度活動計画の策定

- ・点検・機能診断結果も踏まえて、次の（2）の実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

ウ 機能診断・補修技術等の研修

【全施設共通の取組内容】

□活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。

□活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

- ・活動組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

- ・活動組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

(2) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

①遊休農地発生防止のための保全管理等

□遊休農地発生防止のための保全管理

- ・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。
なお、既遊休農地については、協定期間内に遊休農地を解消すること。

□農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・は場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、協定に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・は場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③畦畔・農用地法面等の補修

□畦畔の再構築

- ・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

- ・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□融雪材の散布

- ・は場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。

□融雪排水促進のための溝きり

- ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制して形状確保を行うこと。

④施設の適正管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
- ・鳥獣害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと。
- ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をすること。

※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。

□防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

□暗渠施設の清掃

- ・暗きよ施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持、回復等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□有機質処理施設の適正管理

- ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。
- ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。
- ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、共同活動支援の対象とする。）

⑤異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

イ 水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容

①水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、協定に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・協定に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雜用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・協定に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・協定に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③水路の適正管理

□水路側壁のはらみ修正

- ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

- ・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

- ・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込材の充填、水路畦畔の補修

- ・柵渠等の水路側壁の背面で土壤侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

- ・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

- ・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと

□パイプ内の清掃

- ・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高压水による除去活動等の対策を行うこと。

□計画に基づいた配水操作

- ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、操作責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。

□積雪被害防止

- ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。
- ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。

④付帯施設の適正管理

□ゲート類等の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□かんがい期前の注油

- ・協定に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン付帯施設の機能を継続的に發揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

⑤異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。
- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
- ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

ウ 農道に関する取組内容

①路肩、法面の草刈り

□路肩、法面の草刈り

- ・協定に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②側溝の泥上げ

□側溝の泥上げ

- ・協定に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③農道の適正管理

□砂利の補充

- ・協定に位置付けた農道への砂利の補充を行い、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすこと。

□路肩、法面の初期補修

- ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

- ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと

と。なお、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□除排雪

急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。

④付帯施設の適正管理

□側溝の目地詰め

- ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

- ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込め材の充填

- ・側溝側壁の背面で土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

⑤異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

エ ため池に関する取組内容

①ため池の草刈り

□ため池の草刈り

- ・協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②ため池の泥上げ

□ため池の泥上げ

- ・協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③堤体の適正管理

□遮水シートの補修

- ・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

④付帯施設の適正管理

□かんがい期前の施設の清掃・除塵

- ・協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

- ・協定に位置付けたため池の管理道路を適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□計画に基づいた配水操作

- ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。

⑤異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

2 農村環境保全活動

(1) 計画策定

ア 農業用水の保全に関する取組内容

□水質保全計画の策定

- ・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 農地の保全に関する取組内容

□農地の保全に係る計画の策定

- ・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 地域環境の保全に関する取組内容

□生物多様性保全計画の策定

- ・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□景観形成・生活環境保全計画の策定

- ・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□資源循環に係る地域計画の策定

- ・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

(2) 啓発・普及

【各テーマ共通の項目に関する取組内容】

ア 広報活動、啓発活動

□広報活動

- ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

□啓発活動

- ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

イ 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携

□ 地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。
- ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□ 学校教育等との連携

- ・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□ 行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスターplanを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスターplanに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿したりすること。

ウ 地域内の規制等の取り決め

□ 地域内の規制等の取り決め

- ・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

（3）実践活動

ア 農業用水の保全に関する取組内容

□ 循環かんがいの実施

- ・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□ 水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路末端に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持

管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

- ・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

- ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林等の保全

- ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

イ 農地の保全に関する取組内容

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・水質保全に向けて、農用地からの土壤流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと
- ・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壤流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

- ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。

ウ 地域環境の保全に関する取組内容

□生物の生息状況の把握

- ・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うことや、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管

理を行うこと。

- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□ 外来種の駆除

- ・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

□ 希少種の監視

- ・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

□ 非かんがい期における通水

- ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□ 農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□ 景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（畦畔含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□ 農用地等を活用した景観形成活動

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。
- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

□水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。

□地域資源の活用・資源循環のための活動

【有機性物質のたい肥化】

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合には早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。